

専決処分第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決する。

平成 3 0 年 3 月 3 1 日

四万十町長 中尾 博憲

記

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例